

放送大学学園職員法定外補償規程

平成 21 年 3 月 30 日
放送大学学園規程第 4 号
改正 平成 23 年 3 月 28 日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園（以下「学園」という。）に勤務する職員が業務上又は通勤による災害を被り、労働基準法（以下「労基法」という。）及び労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）に基づく補償又は保険給付を受けた場合に、学園が行う補償（以下「法定外補償」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 この規程の適用対象となる職員の範囲は、次のとおりとする。

- 一 放送大学学園就業規則の適用を受ける者
- 二 放送大学学園期間業務・時間雇用職員就業規則の適用を受ける者

(法定外補償の種類)

第3条 本学が行う法定外補償は、次のとおりとする。

- 一 障害特別補償金
- 二 遺族特別補償金

(障害特別補償金)

第4条 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、労災法第 15 条に規定する障害補償給付及び第 22 条の 3 に規定する障害給付を受けた場合は、労災法の等級に基づき次に規定する障害特別補償金を支給する。

障害等級	業務上災害(万円)	通勤災害(万円)
1 級	1 5 4 0	9 7 5
2 級	1 5 0 0	9 4 0
3 級	1 4 6 0	9 0 5
4 級	8 7 5	5 5 0
5 級	7 4 5	4 7 0
6 級	6 1 5	3 9 0
7 級	4 8 5	3 1 0
8 級	3 2 0	1 9 5
9 級	2 5 0	1 5 5
10 級	1 9 5	1 2 0
11 級	1 4 5	9 0
12 級	1 0 5	6 5
13 級	7 5	4 5
14 級	4 5	3 0

(遺族特別補償金)

第5条 職員が業務上又は通勤により死亡し、職員の遺族が労災法第 16 条に規定する遺族補償給付及び第 22 条の 4 に規定する遺族給付を受けた場合は、当該遺族に対し次の遺族特別補償金を支給する。ただし、障害特別補償金の支給後再発のため死亡した場合は、遺族特別補償金の額か

ら支給した障害特別補償金の額を控除した差額を支給する。

- 一 業務上の死亡の場合 1, 860万円
- 二 通勤による死亡の場合 1, 130万円

(障害特別補償金及び遺族特別補償金を行わない場合)

第6条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、次のいずれかの事由によって被った災害については、この規程による補償は行わない。

- 一 職員の故意若しくは故意の犯罪行為又は重大な過失のみによるとき。
- 二 職員が道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反した事実が認められるとき。
- 三 地震若しくは噴火又はこれらによる津波によるとき。
- 四 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によるとき。
- 五 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性によるとき。
- 六 風土病又は職業性疾病によるとき。

(解釈上の疑義の取扱い)

第7条 業務上外の認定等この規程に定める事項について疑義が生じたときは、労基法及び労災法の規定並びにその運用解釈によるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。